

防整建第18145号
令和7年7月30日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における後業務について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年8月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事に係る技術業務について実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、適用日以前に入札公告又は手続開始の公示を行っている建設工事に係る技術業務への適用を妨げない。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設計画課、施設整備課、提供施設計画官

建設工事に係る技術業務における後業務について

1 後業務

(1) 定義

後業務とは、建設工事の発注時期等の都合により分割して発注する、本来一体として契約すべき技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）のうち、既に履行が完了した業務（以下「前業務」という。）に引き続き、当該年度以降の予算で残り部分を発注する業務をいう。

(2) 適用する業務

前号の規定を適用する業務は、原則として、実施設計に含まれる、令和6年国土交通省告示第八号（令和6年1月9日）において、「工事施工段階において設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」とされている設計意図伝達業務とする。

2 後業務の発注方式等

(1) 発注方式

後業務の発注方式は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第102条の4第1項第3号により、前業務の受注者との随意契約によるものとする。

(2) 公告の明示

前業務の入札公告等又は手続開始の公示及び説明書に「本業務は、発注者が別途契約する工事の発注に合わせ、設計意図伝達等業務を本業務の受注者と随意契約することを予定している。」旨記載するものとする。

(3) 発注業務名

後業務の件名は、「〇〇工事設計意図伝達等業務」の名称を用いるものとする。

(4) 配置予定技術者

本業務は、前業務の内容に精通した者を配置予定技術者とするものとする。

3 その他

(1) 契約後は、公共調達の適正化について（財計第2017号。18.8.25）に基づき、速やかに公表するものとする。

(2) 本通知の実施に当たり疑義が生じた場合には、整備計画局建設制度官と協議するものとする。